

第36回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

日 時	平成30年1月16日(火) 午後 1時30分～3時55分
場 所	市役所2階 市議会委員会室
議 題	国立都市マスタープラン第2次改訂版素案について
出席委員 (敬称略)	林会長、高橋委員、北島委員、五十嵐委員、増田委員 高柳委員、石井委員、小口委員、尾張委員、 高田委員、三輪委員
事務局等	永見市長、門倉都市整備部長、江村都市整備部参事、佐伯都市計画課長、 山崎都市計画係長、和田
傍 聴 者	なし
議 題	報告案件 国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版素案について
要点記録	国立市より国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版素案について 意見聴取を行った。
国立市都市計画審議会運営規則第13条第2項の規定により、ここに署名いたします。	
平成30年1月16日	
議 長	
指名委員	

第36回 国立市都市計画審議会

林会長 : こんにちは。本日はご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。それでは、ただいまから第36回国立市都市計画審議会を「開会」いたします。

ご案内にもありますように、本日の議題といたしまして、「国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版素案について」の報告案件について、本日はご意見をいただきたく、都市計画審議会を開催する次第です。

それでは、次に、定足数の確認を行います。大谷委員、中館委員より、都合により欠席の旨、連絡を受けておりますので、ご報告いたします。ただいまの出席委員数は11名であります。したがって、審議会条例第7条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い、会議を進めさせていただきます。

本審議会におきまして、限られた時間の中で十分にご意見をいただきたいと存じますので、議事進行等につきまして、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、次に、「会期の決定」についてお諮りいたします。会期でございますが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : 「異議なし」の声がありますので、「会期」を本日1日といたします。

続きまして、審議会運営規則第13条に基づき、第36回国立市都市計画審議会の会議録に署名する委員を指名いたします。これにつきましては、小口委員を指名いたします。

それでは、ここで市長さんからご挨拶をいただきます。

永見市長 : 皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第36回国立市都市計画審議会の開催に当たりましてご出席を賜り、まことにありがとうございます。

先ほど委員長からお話ございましたが、本日の議題といたしましては、「国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版素案について」の報告1件でございます。

国立市都市計画マスタープランにつきましては、平成27年度より2度目の改訂作業を進めており、このたび素案を取りまとめたことから、この素案についてご報告し、ご意見を伺いたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

林会長 : ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。議題は、国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版素案についてです。

都市計画マスタープランは、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と言いますが、これは都市計画法第18条の2第4項に定めることを位置づけられているものです。

今回は、ここで採決して決定するものではございませんが、これについて皆さんのご意見をいろいろ伺いたいということです。採決・決定につきましては、今後の原案へのパブリックコメント、住民の皆様への説明会、東京都への意見照会等を経た後となっております。

では、事務局より説明をお願いします。

佐伯都市計画課長： こんにちは。それでは、説明の前に、事務局職員のほうをご紹介させていただきます。

昨年7月に組織改正がありまして、新たに都市整備部長になられた門倉です。

門倉都市整備部長： 門倉でございます。よろしくお願いいたします。

佐伯都市計画課長： 職員の紹介は以上でございます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日、テーブルに配付しております議事日程と国立市都市計画に関する報告についての写し。そして、事前配付しております、右上に国立市都市計画審議会資料No.1「国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版素案」、同じく資料No.2「国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版素案概要版」、同じく資料No.3の「国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版（素案）新旧対照表」。以上5点となります。

不足の資料等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、「国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版素案について」、国立市都市計画審議会資料No.2「国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版（素案）概要版」で、まちづくりのポイントになる部分や新たに追加したものを中心にご説明いたします。

都市計画マスタープランは、東京都が定める都市計画区域マスタープランを踏まえつつ、国立市が「国立市総合基本計画第5期基本構想」に掲げたまちづくりの目標である「学び挑戦し続けるまち」、「ともに歩み続けるまち」、「培い育み続けるまち」、「文教都市くになち」の実現に向け、都市計画に関する基本方針を明らかにしたもので、平成15年2月に都市計画マスタープランを策定し、第1回目の改訂は平成23年2月に行い、今回2回目となる改訂版の素案ができました。

最初に、概要版の1ページをごらんください。「国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版素案」の章の構成立てでございます。現行の都市計画マスタープランでは1から5までの5章立てとなっておりますが、改訂版では、序章から5章までの6章立ての構成となっております。現行の都市計画マスタープランの1を改訂版では序章とし、都市計画マスタープランの概要をお示ししております。都市計画マスタープランの目的や位置づけ、基本的な考え方として、目標年次や将来人口、そして、4つの改訂のポイントをお示ししております。

第1章では、新たに追加したまちづくりにかかわる国立市の概況をお示ししております。今後の国立市全体のまちづくりの在り方を明らかにする上での基本的な前提として、自然的条件、歴史的条件、社会的条件を整理しています。

そのほか、第2章から第5章までは、現行と改訂版の大きな変更はございません。

第2章では、将来都市像として将来のまちづくりの方向性を「基本理念」として掲げ、これを実現させるため、「目指すまちの姿」を目標と将来都市構造で定めています。第3章では、7つのテーマによるまちづくりとして、将来都市像の実現に向けて7つの主要分野ごとに基本的なまちづくりの方向性を示しています。第4章では、特色あるまちづくりとして、各地域によって異なる市街地の特性を踏まえ、市域を4つの地域に区分し、それぞれの地域が目指すまちの姿と方向性等を示しています。第5章では、計画の実現に向けてということで、市民や事業者をはじめとする多様な主体との連携・協働のもと前章

までに明らかにしたまちづくりの方向性等を着実に推進していくための方策を示しております。

次に、2ページをお開きください。改訂における4つのポイントです。

1つ目のポイントは、国立市を取り巻く状況の大きな変化への対応です。想定人口の見直しを行い、本計画の目標年次である10年後の平成39年において人口約7万4,000人を堅持します。国立駅周辺では、個別事業が具体化されるなどの進捗から新たな都市拠点の形成を図ります。富士見台地域では、多様な世代がいつまでも安心して暮らし続けられる地域となるよう、大規模団地の改変や公共建築物の再編等に取り組みます。南部地域では、豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまちの実現に取り組みます。

2つ目のポイントは、上位・関連計画との関係性への対応です。国立市総合基本計画（第5期基本構想・第1次基本計画）や関連計画等との整合性を確保する観点から、継承を原則とした基本的な内容についても、必要に応じ見直しを実施いたします。

3つ目のポイントは、まちづくりにかかわる国レベルでの考え方、時代的要請への対応です。平成26年8月に策定された、国土交通省の「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」を受けて、健康・医療・福祉のまちづくりを推進するため、歩くことを習慣化できるような魅力ある歩行空間ネットワークづくりを検討します。健康意識を高め運動習慣を身につけることで長く健康で生活し続けられるよう環境の整備、充実を図ります。交通の円滑化や公共交通ネットワークの充実を図ります。そのほか、東日本大震災の教訓を活かした減災のまちづくり、空き家の適正管理と活用の推進、公共施設等のマネジメントの推進などを進めていきます。

次に、3ページをお開きください。4つ目のポイントは、より効果的・効率的なまちづくりの推進に向けた対応です。まちづくりの7つのテーマごとに、まちの姿（目的）の実現に向け、施策の進捗状況を定量的に把握し、その要因を分析することで、改訂後も継続的な改善に結びつけるための指標を掲げるとともに、直近の実績値と目標値を設定することにより、実績値との乖離を分析することで柔軟な見直しができるようにいたしました。

次に、4ページをお開きください。ここからは図の新旧対照表を用いて、主な変更点等を中心にご説明いたします。

第2章にある将来都市像の中にある都市構造図の新旧対照表です。上段が現行計画で下段が改訂計画になります。南部地域整備基本計画と整合を図りながら、駅周辺の地域拠点としての育成が望まれる谷保駅南側地域と矢川駅南側地域を、住宅・商業系複合地として位置づけ、住宅地と地域に密着した商業や業務施設が立地する景観に配慮した市街地の形成を誘導していきます。次に、図面の左下になりますが、中央自動車道と都市計画道路3・3・15号線と石田街道に囲まれた地域は現在業務系市街地となっておりますが、現状は良好な住宅地が形成されていることから、住宅系市街地に変更していきます。次に、清化園跡地は、水と緑のふれあい空間としての位置づけがありましたが、現状は民間施設として活用されているため削除いたしました。

次に、5ページをお開きください。第3章にある7つのテーマによるまちづくりの中の地域特性に合わせた土地利用の土地利用方針図の新旧対照表でございます。

富士見台地域まちづくりビジョンと整合を図り、富士見台地域の都営、UR都市機構の団地等の集合住宅が多く立地する区域では、東京都やUR都市機構等による団地の再生に向けた取り組みとの連携のもと、市内外から若者・子育て世代を呼び込むとともに、高齢者が安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けたまちづくりに取り組み、良好な住環境の形成を進めるため、新たに環境に配慮した魅力ある団地ゾーンとして位置づけました。次に、国立駅北口の魅力ある商業ゾーンでは、JR東日本から平成28年度に駅前広場の一部を用地買収したことから北口駅前広場の範囲の見直しを行いました。また、先ほど将来都市構造図でご説明した谷保駅南側区域と矢川駅南側区域を南部地域整備基本計画と整合を図りながら、景観に配慮した住宅・商業複合ゾーンに位置づけました。

次に、6ページをお開きください。水と緑と生き物を大切にするまちづくりの緑と公園等の整備方針図の新旧対照表でございます。

下段右上になりますが、都市計画公園の整備状況の表を新たに追加いたしました。また、新たに都市計画決定した新田公園を追加いたしました。

次に、7ページをお開きください。安全で快適なまちづくりの中にある道路体系の整備方針図の新旧対照表でございます。

今後の都市計画道路の整備方針を確認する上で、現在の整備状況がわかりやすいよう、整備済・現況幅員が8メートル以上の概成・事業中・未整備に分けて記載いたしました。また、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の優先整備路線と見直し路線をわかりやすく記載いたしました。

次に、8ページをお開きください。第4章にある特色ある地域のまちづくりの中の北地域のまちづくり方針図の新旧対照表でございます。

北地域では、隣接する国分寺市・立川市との連携・協力のもと、既存の住環境の維持・向上にも十分配慮しながら、東・中・西地域との一体的なまちづくりを推進するとともに、北の玄関口にふさわしい商業・業務施設等の立地を誘導し、より多くの市民が安全かつ快適に暮らすことができるまちを目指します。

最初に、4つの地域に共通する事項として、国土交通省の「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」を受けて、安心して豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、健康・医療・福祉のまちづくりの推進の項目を全地域に追加いたしました。

北地域では、健康・医療・福祉のまちづくりに関連する事業として都営国立北三丁目アパートの西側に都有地活用による福祉インフラ整備事業を位置づけました。次に、連続立体交差事業の完了に伴い、JR中央線高架下利用可能な範囲を追加いたしました。そのほか、国立駅北口駅前広場の整備を追加、都市計画道路3・4・8号線西側の完成に合わせた用途地域の変更等の見直しを追加しております。

次に、9ページをお開きください。東・中・西地域のまちづくり方針図の新旧対照表でございます。

東・中・西地域では、「文教都市くにたち」を代表する大学通りや旧国立駅舎などと調和した魅力ある市街地として、その回遊性を高めることにより、より多くの市民が集い、来訪者を迎え、にぎわいのある空間を創出するとともに、教育施設や身近な緑と住宅地が

調和した、より安全・快適で利便性の高いまちを目指します。この地域では、国立駅南口駅前広場の整備や国立駅南口複合公共施設整備等を追加しております。

次に、10ページをお開きください。富士見台地域のまちづくり方針図の新旧対照表でございます。

富士見台地域では、関係機関との連携・協働のもと、大規模住宅団地の再生や公共施設の再編、谷保駅及び矢川駅周辺の商業地の活性化等の取り組みを複合的に推進し、より多くの若者・子育て世代を地域内に呼び込むとともに、高齢者がいつまでも安心して暮らすことができ、多世代がバランスよく集い、支え合うまちを目指します。

都営矢川北アパートとUR都市機構の3つの団地を新たに環境に配慮した魅力ある団地ゾーンとして位置づけました。そのほか、さくら通りの再整備による歩いて楽しい歩行者ネットワークの形成、JR南武線の連続立体交差事業の推進、健康・医療・福祉のまちづくりの推進等に向け、公共交通ネットワークの充実等を追加いたしました。

次に、11ページをお開きください。南部地域のまちづくり方針図の新旧対照表でございます。

南部地域では、恵まれた自然と歴史ある文化遺産を保全しつつ、快適でゆとりある住環境の形成と、生活の利便性向上に配慮したまちづくりを推進するとともに、地域住民が安全・安心で快適に暮らすことができる都市基盤の整ったまちを目指します。

谷保駅南側地域と矢川駅南側地域を、住宅地と地域に密着した商業や業務施設が立地する景観に配慮した市街地の形成を誘導していくため、住宅・商業系複合市街地として位置づけました。次に、都市計画道路3・4・3号線の西側区間ですが、東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）で、見直し候補路線に位置づけられたことから見直し区間に変更しております。次に、富士見台地域と同様になりますが、誰もが安全で快適な歩行・交通環境を整備するため、JR南部線の連続立体交差事業の推進、健康・医療・福祉のまちづくりの推進に向け、公共交通ネットワークの充実等を追加しております。

最後に、12ページをお開きください。今後のスケジュールでございます。

本日の都市計画審議会報告後は、2月に市民説明会やパブリックコメントを実施いたします。あわせて東京都と約4カ月をかけて協議し、意見照会を行います。そして、これらの実施によって得られた意見等を精査し、必要に応じ原案の修正を行い、平成30年5月ごろまでに案を作成し、その案を6月の平成30年第2回定例会、建設環境委員会に報告し、その後、都市計画審議会へは諮問をしたいと考えております。その後、必要に応じ案の修正を行い、国立市都市計画マスタープランの第2次改訂版を策定し公表していきたいと考えております。

以上で、国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版素案についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

林会長：説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問がございましたらお伺いいたします。
高田委員。

高田委員：質問からやります。私が専ら見たのは、この配付されているNo.3なんですけど、質問は大きく4つぐらいあって、小さいものもあるんですけども、理念の11ページで、こ

の11ページをあけていただくと、環境基本計画があるけれども、削除された言葉がちょっと気になったので、その理由を教えてください。このページの6番です。6番の「地球環境の視点に立ち」というのが削除されているんですけど、これは環境基本計画があるし、そこで言っているからいいという意味なのかわからないんですが、削除の理由が知りたい。

全部質問を言い切っちゃっていいですか、委員長。

林会長： それでは、一つ一つでお願いします。

高田委員： No.6の基本理念の白ひし形の一番上です。わかりますか。

林会長： この現行計画から。

高田委員： 削除されたことがちょっと気になったので、質問いたします。

林会長： これが消えているというのを、理由は何か。

高田委員： 消えているのは、右を見ていただくと、「国立に残された緑豊かな」というふうに出ておりますが、地球環境が消えました。

林会長： では、事務局、お願いします。

佐伯都市計画課長： こちらについては、上位計画の基本構想のほうでも地球環境というところの文言は入っていなかったということもありまして、そこで整合性をとったというところがございます。

高田委員： わかりました。

林会長： では、次のご質問をお願いします。

高田委員： 次は、市民参加についての質問なんですけど、これのページでいくとすごくたくさんにわたるんですが、これは1つのまとまりなので、ずうっと言います。11ページから12ページ及び82ページにある市民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わるという文言が出ております。これについて、具体的にどんな仕組みがあるか、検討されているかということと、その中に市民意見を得てやりとりできる、キャッチボールができる仕組みの担保がどこかにありますかということです。29ページにもあるんですが、都合のよいところは一緒にやろうかというのではなくて、まち全体についての市民の思いを、それを受けとめる市民参画とか、提案の受けとめ、あるいは協働による解決みたいな、そういう仕組みが今あまりないように思うんですが、そういうのを検討されるかどうかということが1点。

それと、あと48ページを見ていただくと、言葉として、「地域ぐるみ」という言葉があります。いろいろなところに出ています。この定義みたいなものがどこかでされていて、この中に市民グループが含まれるのかどうか、地域ぐるみの概念的な範囲を教えてください。

それと、同じ48ページに、「市民の景観形成活動への支援」という文言が消えております。これは地域ぐるみの関係で消えたのかわからないんですが、この市民の景観形成活動への支援は必要ではないかと思えます。というのは、地域の定義によるんですけども、この削除された理由を教えてください。

あと、同じく市民参加で、81ページですが、これは条例により、まちづくり条例ができたのでということなんですけど、結局、このときには市民参加条例もうたっております。

市民参加条例はできませんでした。これからやられますかということが質問です。もし市民参加条例を今後検討されるのであれば、ここから削除してはいけないと思います。

あと83ページ、連携・協働を支える仕組みづくりで、「検討、話し合い、協議などの場の提供」という文言が消えております。これはなぜですか。これも教えてください。まちづくり条例には、そういう地域の住民が話し合う場はつくられますが、地区を超える全市課題への手続が条例には出ておりませんので、それをどうするのでしょうか。そういう検討を話し合い、協議などの場の提供というのは残さないといけないのではないかという質問です。

あと、84から85にある「まちづくりの具体化」の中にある市民から提案された課題の受けとめ方法及び市民参加のもとに検討を進めるという文言の具体的な方法について、どうお考えになっているか教えてください。あと、市民参加により、同じページですが、各事業などの総合評価を行う機関の設置という検討をされていたら、それはどんなものでしょうか。具体的に教えていただきたいです。

市民参加で最後ですが、85から86ですけど、推進体制を担う機能が本当は具体的に何か必要なのではないか。ここに書かれているのは情報公開とか、普通のことは書いてありますが、機能として位置づけたらどうかという意見というか、何で位置づけていないのかという質問ですが、こういうことは一切まちづくり条例では触れられておりません。都市計画の変更にかかわるものは、一応市民全体に聞くというふうに聞いております。まちづくり条例ではまち全体にかかわることが欠如しているため、その推進の仕組みになりません。例えば駅舎とか駅周辺の問題というのは、周辺の地権者や利害関係者だけの問題ではなく、国立市全体のまちづくりにかかわる問題となります。これはやはり全ての市民と情報を受発信しながら問いかけていくという、そういうところが今求められているような気がしてなりません。市民参加は以上です。

林会長：一つ一つやっていきますので。

佐伯都市計画課長：多くて全部把握ができていないんですが、全体的な総括でお話をさせていただきますと、まず、今回2回目の改訂に当たっては、市民アンケート、あるいは小学5・6年生の親向けのアンケート調査、あるいは無作為抽出による市民によるワークショップ等、一応市民参加の手法、前回と、今までの一番最初にやった市民参加とはちょっと違う方式ですけども、市民参加のもと、第2次改訂版のほうは作成してきたという経過がございます。

それから、ちょっと順番がずれますけれども、市民参加条例、市民自治条例というのが、まちづくり条例も含めて、前回の都市計画マスタープランの中に入っていましたけれども、まちづくり条例自体は今回できましたので、その文言は削除したというのが1つございますし、市民自治条例、市民参加条例につきましては、どちらかという、ハードというよりはソフト面的なイメージがあるというふうに思っておりまして、第5期基本構想のほうにそのものが位置づけされているということもありますので、今回、ハードの都市計画マスタープランの中では外したという経過がございます。

言葉自体は、市民自治条例とか市民参加条例ではなく、市民連携とか市民協働、あるいは市民参加の推進というところの文言が総合計画のほうにうたってあります。そういう意

味合いから今回、都市計画マスタープランのほうには外させていただいたという経過がございます。

それから、あとは……。

林会長： 高田委員から質問されて、まだ回答がないところを言っていただくと早いと思う。

高田委員： 地域ぐるみの定義。

佐伯都市計画課長： 地域ぐるみの定義ということだと思いますけれども、こちらについては環境政策課のほうの所管となりますけれども、今、実際、花と緑のまちづくり協議会というところがあって、市民の方も参加しながら、いろいろ活動しているということでもありますので、当然、市民も参加しながらやっていくという位置づけになります。

高田委員： 全部入っているということですか。

佐伯都市計画課長： そうですね。はい。

高田委員： この地域は、国立市という意味ですか。全部入っている。

佐伯都市計画課長： 国立市という意味合いです。今回、素案ですので、細かい内容が幾つか入っていると思いますので、これから案を作成するに当たって市民説明会、あるいはパブリックコメント等も開きます。また、東京都とも協議をしていきますので、その辺で取り込めるものは取り込んでいくという形になってくるとと思いますので。

高田委員： じゃ、これを事務局のほうに渡して、気になる削除された部分というのを、後日でいいですから、削除された部分の理由が気になるんです。意図があるかなとか思っちゃって。

佐伯都市計画課長： はい。わかりました。後ほどまたいただければと思います。

高田委員： 続けていいですか。今は市民参加で。あと都市計画の変更にかかわる質問なんですけど、よろしいですか。

林会長： はい、どうぞ。該当ページを言ってください。

高田委員： 該当ページは、道路計画の図です。さっき見せていただいた、つまり、道路が、検討を要するから見直すに変わったりする、都市計画道路3・4・3号線について、これすごくうれしかったんですけど、最終的に周辺地域及び全市的な合意を得て、こういう都市計画は変更されますかということと、あと、これは以前、マスタープランへの記述が検討を進めるとか、ものすごい控え目な表現だったんですが、載せたら、今回見直し路線に入っている。つまり、都市マスというのは、物を前に持っていく力があるということを事前意見聴取で聞きました。なので、要するに都市計画の変更にかかわることは全市的な合意形成が必要ですよという確認と、例えば都市マスというと、今、矢川と谷保の南側に住宅と一緒に商業をとというのが出ておりますね、今回初めて。あそこは今一低層なんですね。一低層を本当にそういうことが可能なようにしていくというのは、私も賛成なんです。今回載せることで、次にもう一步進められるのかどうかというような、そういう質問です。

佐伯都市計画課長： まず、都市計画道路3・4・3号線の見直し区間というところでございますけれども、こちらは東京都とか、あるいは26市合同でやっております。都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）、今後10年間に優先的に整備する路線というところで、見直し路線ということで位置づけられました。それに伴って、今度は都市計画道路を例えば廃止をするために、概要版の7ページのところに絵がありますけれども、都市計画道路3・4・3号線、あるいは3・4・14号線の線形をどういうふうに変えていくのか。

あるいは代替路線が必要なのかどうなのか。こういうところも検証して、地元の方にいろいろお話し、説明会も開きながら、地元の意見も聞きながら合意形成を図る中で、最終的に合意形成が図られた後に3・4・3号線を廃止していくというような流れに今なっているところでございます。

高田委員： そのときに近くもみんなやるので、周辺の人々の合意形成だけでいいのですかと聞いているんです。

佐伯都市計画課長： 基本的に地域にかかわるところが一番重要ですので、やはりこの地域を中心に合意形成を図るとというのが基本だと考えています。

江村都市整備部参事： 当然、事前の地元との調整という形は、まず、関係権利者等を含めた地域の方とお話し合いをした上で、都市計画の変更になりますので、今やっているように、通常毎年生産緑地の変更とかしているように、素案の段階で審議会で意見を聞いたり、変更手続の中では、当然審議会や説明会、あとパブリックコメント等をやった中で広く意見を聞いた上で、最終的に手続がとられていきますので、都市計画の変更というのは、必ず用途の変更も含めてそういう全市的な意見を聞いた上で最終的な手続を踏んでいく形になっていきます。

高田委員： それが1点と。あと前回、これを主要幹線の地域道路だから検討しようよというふうに言わなければ、東京都はこういうふうにはやらなかったのでしょうか。

江村都市整備部参事： 平成28年に東京都全体で都市計画道路整備方針を作成するのに、たしか二、三年ぐらい前から市と都で共同で、変更、見直しの準備に入っています。その中で、国立市の場合は、既に都市マスのほうで見直し候補という形で位置づけしていたので、ここをどうしようかということをもう少し深く詰めて、東京都と協議した結果、見直しの方向に一步進んだ表記に、この中でもなってきたておりますので、当然10年ごとに変えていきますので、道路であれば、10年ごとの次の10年後の見直しの前に、こういった都市マスの中で位置づけられているものをさらに進めるために協議を進めていくという段階を踏んでいっておりますので、まず、従前の市の都市マスにそういう記述があったということで、今回新たに廃止の方向に向けて進み出しているということでございます。

高田委員： 最後の質問ですが、土地利用、22ページ及び参照の付図です。これについてですけど、URの区画整理地区についてです。「街並みに調和した低中層住宅ゾーン」というのが、「街並みに調和した中層住宅ゾーン」に変わっているんです。この理由が知りたい。何でかという、わざわざ団地部分をのけて、新たに環境に配慮した魅力ある団地ゾーンにしてある。じゃ、残ったところは何かという、うちもそうなんです、URが区画整理したところの低層住宅地なんです、おおむね。そこを分けたにもかかわらず、なぜ低層の低を取ってしまったか。何か都市計画図を見ると、確かに一中高かな。だけど、この都市計画図もインターネットで見ると、これ信用しちゃいかんよとか書いてあって、何じゃこれはという感じなんです、一中高であっても、現状に沿って都市マスはゾーニングするというのを基本と聞いていますので、ここから低を取った意図的なものがあるかどうかを知りたいのです。

あと、ちょっとつまらないことですけど。

林会長： 関連してですか、今の。

高田委員： 関連です。この中低層ゾーンの色について、済みません、何でもないと質問です。これは普通、沿道利用のそういう用途によく使う色なんです。強いオレンジですね。普通、こういう団地、しかも、現状こんな緑がいっぱいある団地にこの色をなぜ使ったかと思いましたが。山吹色なんですよ、普通。よそのまちはみんなそうです。ほかのまちは大体そうです。谷保の商業とつながっているという感じで思ったので、色についての質問です。以上です。

佐伯都市計画課長： まず、低中層ゾーンの低を取ったというところがございますけれども、今、委員さんが少しお話がありましたけれども、都市計画図の中では低中層ゾーン、低中という言葉自体がないという、中高層というところはあるんですけども、用途地域の関係。

高田委員： 用途地域のどの部分ですか。

佐伯都市計画課長： 都市計画図の中で用途地域がありまして、例えば第一種低層という、第二種低層、この低層というのはあるんですね。その他は一中高、二中高とか言いますが、中高層という言葉なんですよ。言葉自体がまずないというのが1点あります。それから、用途地域上は、ここはほとんど一中高のところになっておりまして、まちづくり条例の中でも高さの基準はある程度定めておりますけれども、一中高のところについては19メートル以下というようなある程度の基準がございます。そういうところも勘案しながら、ここは中層ゾーンであろうということで取ったという経過がございます。それで、今、委員さん言われましたように、現状は低層のところが多いんですよというところがあると思います。

高田委員： 分けたら余計です、団地は。

佐伯都市計画課長： どうしても低層に、要するに10メートル以下みたいな一低層とか、そういう形にしたいということになりますと、例えば手法としては地区計画とか、そういう形もありますけれども、現状は用途に合わせた形で低を取ったというような経過がございます。それから、色について、もう1点ありましたけれども、色については特にこだわってつくったわけではないんですけども、色については、またどういふふうな色がいいかというのは検討していきたいと思っています。

高田委員： お願いします。あと用途地域図とか、この都市計画図によるとそうかもしれないけれども、現況の状況によって他の自治体の都市マスはゾーニングされているので、ちょっと気になったんです。国立市の意図みたいなものが、またここにもあるのかとか思って、ほかの国分寺市とか鎌倉市とか、よそは現況でどうかということでゾーニングをしています。現況の用途が、見直す、見直さないじゃないんですよ。都市マスとして、その地域をそういうふう位置づけるということなんですよ。これからががが中層化しようというところにはそういうふう位置づけるし、そうしないのであれば、現況に合わせて位置づけるというのが普通だから、前回わざわざ低が入っていたのに、あえて取るという意図が知りたかったんです。

江村都市整備部参事： まず、今、都市マスのこちらの改訂版でいくと5ページのところに土地利用の新旧対照図があるんですけども、高田委員がおっしゃっている黄色で富士見台とかの地区に低中層というところが、今回、低を取って中層にしているというのは、用途地域でいくと、富士見台の一中高や二中高、あと既に道路ができているところの東・中・西でも

沿道で二中高とかという、沿道のところで中高層で60の200とか指定しているところ、用途地域でいくと一中高、二中高、一種住居、二種住居、それらを全部含めて中層住宅ゾーンという言葉にしています。

高田委員： 今。

江村都市整備部参事： 今。従前からですね。この中に低中層という言葉が入っていた中で、実はまちづくり条例の中で高さの制限を設けまして、場所によって中高層のところであれば、16メートルですとか、19メートルですとかという、その制限を条例の中でかけてきました。高さ的には5階建てとか6階建てぐらいが建てられるというような形での定義にまちづくり条例の中で高さの基準ができております。そうしますと、低中層という言葉と、先ほど課長が申しました用途的には中高層という言葉で呼ばれているものと、まちづくり条例で高さの基準と考えたときに、どうも低中層という言葉はなじまないというふうに考えました。実際に今、土地の面積が小さければ、富士見台の地域でも100平米程度であれば戸建て住宅しか建てられませんけれども、少しまとまった土地があれば4階建て、5階建ての建物が建てられる用途が既に指定されております。

したがって、低層というのは、逆に言うと、一種低層、二種低層の用途地域のところにゾーニングしている部分がありますので、それはちょっと混同しやすくなるので、そういった面からわかりやすくするために中層にしたということです。あと他市のほうのこれを見ますと、密度で、低密度、中密度住宅ゾーンというような表現をしているところがあります。おそらく中密度というのは、今私どもが言っている中層住宅ゾーンのところを中密度という表現に定義しておりますので、密度という表現を使うか、中層という言葉を使うかという言葉の使い方だけの違いなのかなというふうに思います。

高田委員： 中密度、低密度以外にもいろんな工夫した表現がされていますよね。

江村都市整備部参事： ただ、用途地域との言葉のわかりやすさと、これまでの都市マスで使っている言葉とのわかりやすさから、低を取って中層という言葉に今回見直させていただいたということでございます。

林会長： よろしいでしょうか。尾張委員。

尾張委員： ありがとうございます。まず、この都市計画マスタープランというのは、前回は1次改訂で、今回は2次改訂になるというところで、改訂するに当たってというところで、1次改訂の82ページ、今の改訂版の82ページを見ますと、都市計画マスタープランは計画が長期にわたることから策定後は評価する組織の設置を検討し、5年を目途として、定量的な指標の導入を含んだ市民参加による評価を行い、必要と認められた場合には、基本的な理念を尊重しながら見直しを行いますということで、最後のほうには都市計画マスタープランの見直しが必要な場合は、市民会議による市民提案の作成という市民参加の方法を踏まえ、改めて市民参加で見直しを行うこととしますということになっているんですね。そういうふうになった上での改訂だと思うんですけども、そうしなければいけないということになっているわけですけども、実際に2011年にある改訂のあり方を見ますと、市民会議を開催して行ったということも詳しく載っていますが、今回それが見えてこないんですね。どのように市民参加で評価し、これに基づいてどういう評価し、何が問題だからここを改訂するとか、さらにこういうことをつけ加えるとかいう市民の参加の様子が

全然今回出された資料では見えてこないんですが、これに基づいてどのように行ったのか教えてください。

林会長：事務局、お願いします。

佐伯都市計画課長：先ほどもちょっと触れましたけれども、市民のかかわり方の前回との違いということになりますけれども、前は市民の方を中心に改訂版をつくっていただいたという経過がございますけれども、今回は市民の方によるアンケート調査、それから小学校5年生、6年生の子どもを持つ方のアンケート調査、それから無作為抽選で市民の方を抽出していただいて、その方によるワークショップという3つの方法。それから事業者インタビューというところもありますけれども、そういう手法をもって市民の方にいろいろご意見を伺ったというところがございます。

今回の改訂の位置づけとしましては、一部改訂という位置づけでございますので、そういう手法をとったという経過がございますけれども、この都市計画マスタープランの素案の本編になりますけれども、一番後ろのほうにも都市計画マスタープランの評価の見直しというところを位置づけておりますけれども、一番下のほうの3行になりますけれども、全面的に見直しの必要が生じた場合には、都市計画マスタープラン策定において行われた市民会議による市民提案の作成という市民参加の方法を踏まえ、改めて市民参加で見直しを行うこととしますというふうになっております。今回は一部改訂という形で手法を変えてやってきたという経過もございます。以上です。

尾張委員：ということは、今回は全面改訂じゃないから、市民会議は開かなかったというふうに受けとめていいんですか。それで、最初の部分に市民参加で評価を行うという部分は、市民参加で評価を行ったんですか。

佐伯都市計画課長：ワークショップというのを開いておりますけれども、その中で市民の方にどういふところがよかったのか、どういふところが悪かったのか、今後どうしていったらいいのかということもお話はさせていただいております。

尾張委員：そのワークショップで評価をやったということですか。その辺の結果はどこかに示されているんですか。

佐伯都市計画課長：市民アンケート調査、あるいはワークショップ、アンケート関係については、今ホームページにアップされておりますので、そちらを見ていただくと、どんな意見が出たかというのは把握できると思います。

尾張委員：ということは、整理して考えると、2003年の策定があつて、2011年に1次改訂と。そのときは市民会議でやったけれども、それは全面改訂だったというふうに受けとめるんですか、2011年は。市民会議で行ったということは。

佐伯都市計画課長：前回のときには全面改訂というわけではないんですけれども、市民会議の方式でやったというところなんです。前回も一部改訂という位置づけです。

尾張委員：そうですね。5年目途で、がらっと変わるというのは、よっぽどのことじゃないと、まちの継続性ということであると思うんですけれども、前はちゃんと市民が入っていて、その様子というのも全部ここに30ページにもわたってどんな意見が出され、どういふふうな形でやっていったかというのが詳しく出ているんですが、今回の素案を見ると、そういう形跡がどこにも見えなくて、ただアンケートをやりましたよということばかりと出

てくるんですけれども、2011年の今の版を見ますと、2003年のときは2000年に自由に参加できる出入り自由な組織のまちづくり市民会議が提案書をつくって、それと基本構想などとの整合を図って策定して、2011年に公募市民の市民会議と庁内検討会が一緒になって分析や検討を行って、市民と行政とで評価、見直しを通して策定したというふうにきちんと載っているんですね。

内容については、後でちょっといろいろ意見はあるんですけれども、やり方として、今、アンケートや市民ワークショップは開きましたよと。これが市民参加ですよというようなご答弁だったんですが、どう見ても、何だか行政主導で、市民とともにということが後退しているように思えるんですね。市民自治条例の部分を今回削除してしまったということも先ほどのご答弁でもありましたけれども、この素案は全部、一応は目を通したんですけれども、ここでやり方を見たら、庁内検討委員会で課題と今後のあり方を検討した上でアンケート調査を行ったと書いてありました。つまり、市民参加でなく庁内の中で、庁内で頑張って抽出しましたよということだと思えるんですけれども、どのようにアンケートの結果を、市民の意見をどこに反映させたのか。そして、ワークショップの意見をどこにどのような形で反映されたのかということも出てきていないので、その辺、具体的に反映されたことがあるのでしたら、説明をお願いします。

佐伯都市計画課長： アンケート調査等、市民向けにやっておりますけれども、本編の中にも具体的に7つのテーマですとか、4つの地域のところにも出ておりますけれども、現状のところ市民から出たアンケートの集計結果みたいなのところも載せて、それを具体的な施策に反映させていっているというところでございます。

尾張委員： 全然わからない。どういう意見、どういう結果があったから、どういう具体的な施策に反映させたというのを教えていただきたいんですけど、それが市民参加の意義があるところになりますよね。

林会長： 高橋委員。

高橋委員： ちょっと尾張委員のご意見に対して、私の理解をお話ししますと、今回の作業は2回目の改訂作業。1回目には、さっき説明がありましたように、市民の方々の直接参加というか、で十分検討されて、現行の改訂マスタープランは市民のご意見が十分入っているというふうに理解したわけです。それをもとにして、今回は作業の期間の問題もあろうかと思えますけれども、行政が中心になって、先ほど3つですかね、アンケートがあったり、小中学生の意見を聞いたり、それから無作為の意見聴取があったり、4つぐらい出ていますね。そういうのを踏まえて行政としての、行政内部のこともあるのかな、それはわからないですけど、その検討を踏まえていますから、ベースは市民参加で十分議論されて、その上で今回の見直しがあるというふうに私は理解したんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

五十嵐委員： いいですか。

林会長： まず、高橋委員のご質問から。関連ですか。

五十嵐委員： 関連で。

林会長： じゃ、お願いします。五十嵐委員。

五十嵐委員： 私の意見としては、両方の意見を聞いて調整してもらいたいと思うんですけど、都市

計画委員の役割というのは何がある、審議会委員というのは何のためにいるんだろう。やはり今日開く委員会の意思決定を一つ固める資料として、少なくともそのアンケートとか、大変ユニークなとり方をしているんですね、非常におもしろいとり方。ただ、その実数は、せめて審議会の委員ぐらいには報告しなきゃまずいんじゃないですか。文書になって、ここには書きあらわしているというようなことではちょっと足りない。

それと、私がこの資料をいただいたのは、つい最近なんですよ。これだけの資料を読み込めません。実際には、高田さんのところにいつ行ったかわかりませんが、きのう来てお二人でいろいろとご説明いただきましたけれども、これだけの資料をいただいて、見比べて読み込んで理解する。前回の資料と整合性を求めるなんていう作業は、かなり時間が要ります。そういった意味でもやはり資料の提供だとか、そのアンケートの、市民に一般公開はしないまでも、ホームページに出てますよと言えば、それまでの話なんですけれども、やはり少なくともここできちっと生産性の上がる議論をするためには、もうちょっと丁寧に委員にはしてもらいたいですね。僕らは今言いたいことがあるわけですね。わりと専門的な考え方に、今、我々が知っているところの部分についてはもっと時間をとりたいなというふうに考えておりますけれども、やはり全体的に合意形成を得るには、やっぱりその辺はしっかりしてもらいたいね。以上。

佐伯都市計画課長： 最初の高橋委員のことについては、そのとおりでございます。

それから、五十嵐委員の言われた資料の関係でございましてけれども、ホームページに載っているというだけでは、大変説明不足かなというところもありますので、本来であれば、資料を初めに委員の皆様にお配りすればよかったのかなとは思いましたが、その辺、反省点としまして、今後また検討していくというか。それで、まだまだ意見というのが、案を作成するまでにまだ時間がございまして、ぜひ事務局のほうにいろいろご意見を言っていて、それをまた反映できるところは反映していきたいというふうに思っておりますので。

五十嵐委員： それ質問とは違うでしょう。現実があって、今申し上げているので、こういう現実を知らなかったの、今言っている話で、アンケート調査をしましたとか、こういう調査の仕方をしました、リサーチをしましたという報告を今受けて知ったので、それはご疑問があったら聞いてくださいという話とは違いますよね。

佐伯都市計画課長： 後ほど、今、資料をやくことができないので、またお配り。

五十嵐委員： 出してくださいよ。そのぐらい大事な議論だと思いますよ、本当は。ですが、今日はいいです。

佐伯都市計画課長： また後ほど、これが終わりましたら印刷をして、また委員さんのほうにお配りしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

林会長： 尾張委員。

尾張委員： 確かに最初のね、これは市民参加で皆さんでつくったものがもとになってできたというのがすごく読むと節々にあらわれています。その市民参加のものを変えていくときに、やはりここにも載っているように、市民参加で一部改訂もやっていくべきだということがあるので、それはそれにのっかって本当はやっていくべきじゃないかなという意見なんです。市民参加でこれをつくったから、後は行政がやればよいということにはならないと思

います。それでアンケートを、先ほど五十嵐委員もおっしゃったように、私もそこで言おうと思ったんですが、私は独自にいただくことができて、ずっと前から読んでいたんですが、このアンケートなどはやっぱり委員の皆様はこれと一緒に配られるものであろうかと思っていて、入っていないからびっくりしたんですけど、基礎資料として位置づけているのであれば、市民のワークショップの結果、それからワークショップの結果は、私は手にしていないんですが、アンケートの結果などは、あらかじめ委員のほうにきちっと、せめて審議委員のほうには配っておくようにということをお願いいたします。

実際に、アンケートとか、さまざまな調査の結果がどのように反映されているかというのが、具体的に私にはどうしても見えてこないんですけども、その点に関して幾つか質問したいと思います。改訂の経緯の中の序章の3の真ん中に、国立市は、次世代につながる活力ある地域社会の維持・形成に向け、子育て中のファミリー世帯をはじめ、より多くの人々から強く支持される都市として発展を遂げることができるよう取り組みとありますけれども、国立市の人口は、近隣市と同じく確かに今微増というところですが、近隣とちょっと違うところが国分寺市と府中市などとすると、年少人口が微減、減っている状況が結構続いていると。この点については、1章の6で示されています、市のほうの資料でね。この点に関して、特に次世代のつながりを意識するというふうに文言で挙げているんですが、特に今回の改訂で重視したんだらうなと思うんですが、そういう具体的に重視した点が変わっている部分があれば、それをお願いいたします。

佐伯都市計画課長： ちょっとページが見つからないんですけども、具体的に富士見台地域、これから重要な1つの、3-29ページあたりに富士見台地域のことが、3-29のところにも多様な世代が安心して豊かに住み続けられる住まいづくりの推進、あるいは一番下のほうに施策2で文教都市にふさわしい子育て環境の充実、こういうところで反映させているということでございます。

尾張委員： そういうところをもっと前面に、もしそれがあれば、きちっと位置づけて出さないと、ただぼんやりと全体的に説明されても、多分、市民に対するパブコメをとるときに当たったり、さまざまな説明会でも、通り一遍の説明ではどこがどう変わって、何を一番力を入れているのかというのが全然伝わってこないと思うので、その辺はもっと、せっかくアンケートをとった結果など、工夫した部分などがもしあるのであれば、もっとわかりやすく示してほしいと思います。

今、お答えにありました施策の3章の29の一番下のほうに、【施策2】文教都市にふさわしい子育て環境の充実というのがありますが、ここが一番本当は次世代の育成だとか、基本構想でもそうですし、ひとにやさしいまちづくりの1つの柱でもあるところなんですけど、ここが具体的なことが全然なくて、あれ、ここ空白だけど、細かな①②③とかないなとか思って、何か書き忘れたのかしらと思うぐらいのところなんです。

2章の2で基本理念「ひとにやさしいまちづくり」で、その1つが「子育て世代が住みたい、住み続けたいと思えるまちづくり」というふうに、結びついたものがしっかりと都市計画マスタープランに載せてあって、子育て世代向けのアンケート調査というものも行ったわけですね。それを私は評価したいと思います、アンケート調査を行ったこと自体はね。それをどう生かすかというところなんです。

この調査結果の報告を私なりに細かく見たんですけれども、ここにありますが、ここにありますけれども、ずっと住みたいという子育て世代は34.5%です。その他どちらかといえば住みたいという人は4割ぐらい、他の1割がほかへ引っ越したいという数字なんです。市の分析では、どちらかといえば住みたいという、どちらかといえばという人も住みたいのほうに入れて、約7割ぐらいが住みたいからいだろうみたいな雰囲気にとれるような分析がされているんですけれども、私はここはきちっと見ていかなければいけないのではないかな。せっかくアンケートをとったのであれば、どちらかといえばという人たち4割は、条件のいいところがあったら出ていっちゃう人、それで他に移りたい人が1割いるという、約5割の方は条件が合えばどこかに移ろうとしている人たちなんだな。子育て世代が一番移りたいという比率が高いというのはほかのアンケートでも見えたんです。そういう意味では、2世代世帯の方が単身や3世代、夫婦のみと比べると住みたいと答えたのが一番低くなっているということは、このマスタープランや基本構想で持っている次世代というところの意味については、ちょっと危機感を持たなければいけないのではないかなと思うんですけれども、この点について、何か庁内でとか、庁内で考えたんだと思うんですが、どんな検討をされましたでしょうか。

林会長： ちょっといいですか。今の個別のテーマについて、尾張委員はお尋ねされているのか。あるいはこの新旧対照表というのは現行があって、改訂があって、その改訂の理由というのが全てあると思うんですね。だから、そういう理由まで書いたらあまりにも煩瑣なので、これは見えていないと思うんですが、その紙の裏にある改訂の理由について全部明らかにすべきだということですか。

尾張委員： 私はわからないことを聞いているだけです。何でわからないかと言いますと、この改訂プランの素案で、ここを見ていただくとわかりますように、3章の29のところの施策2で文教都市にふさわしい子育て環境の充実の部分だけが細かくきちっと、ほかのところはわりと具体的に載っているけれども、具体性が出てきていないけれども、その辺は何か検討されたんですかということですか。

林会長： わかりました。事務局、お願いします。

江村都市整備部参事： まず、施策2の文教都市にふさわしい子育て環境の充実、新たに設けた項目ですけれども、1つは、都市計画マスタープランはどうしてもハード面、土地利用とか、都市施設という中ではソフトのものなので、考え方だけ載せて、あとは個別の市のさまざまな計画の中にさらに反映させてくるということで、項目立てということで細かく都市マスではうたっていないという部分でございます。

また、アンケートの中からは、駅周辺であれば、子育て世代も一般の人も、大学通りの景観をそのまま残したいですとか、南部のほうであれば、ハケだとか、多摩川だとか、湧水だとかという環境を残したいですとか、これはこれまで都市マスの中で取り組んできたものが、さらに今回のアンケートの中でも重要というふうな意識を持たれているということで、そういった部分はそのまま継承して持ってきています。ただ、子育て世代にいけますと、駅周辺は、東・中・西地区ですと公園が少ないですとか、あと商店街のほうは少し魅力が落ちてきているとかということがございますので、そういった部分を力を入れていくことで、尾張委員がおっしゃっているように、どちらかといえば住みたいという

方々が何とか国立にとどまってもらえるように、そういった不足している部分というのもアンケートの中で見えてきておりますので、その辺は細かな項目、各施策の中に表現させてもらっていますので、その取り組みをすることで国立に住み続けてもらうというような考え方で、今回の改訂版のほうはまとめさせていただいているところでございます。

尾張委員： 子育てに関しては、ソフト面が確かにかかわってくるという部分で、都市計画マスタープランにはあらわれていないという部分はあると思うんですが、1つ、子育て世代のアンケートの結果で、引っ越したい理由というのは、1位は最重要度、1位に私は注目したんです。一番大きな理由というのが一番ポイントなんだろうなと思って、一番多いのが日常的な買い物、飲食で、2位が家賃などの価格で、3つ目が子供の教育環境がよくないからとあって、私もびっくりしちゃったんです。文教都市で教育環境がよくないと思って引っ越される方もいるんだというのが、やはりこれは大きな課題なので、市長さんにはしっかりここは考えていってほしいと思うんですが、定住化のために必要なことという結果がアンケートで出されているんですが、一番必要だというのが、先ほどご答弁にあったように、子供たちの身近な遊び場の確保というのが一番大きいんですね。62%。それから、大規模な公園や緑地といったような公園・緑地に対する改善というのもすごい大きいですよ。これを今回の都市計画マスタープランに、実際にこの結果として、公園が少ないとか、緑が欲しいとかいう、そういうところをどこに生かして、どう変えたのかという部分はありますでしょうか、具体的には。

江村都市整備部参事： ちょっと今、ページは出てきませんが、資料の中で公園の面積という項目、公園緑地の中で、国立市は下から何番目というぐらいに非常に数字としては少なく、実績が出ております。したがって、原因としては、概要版の6ページ等で公園等の計画の概要を示しておりますけれども、都市計画で決定されていますけれども、いまだに未整備のところが非常に多くありまして、都市公園そのものの整備がおくれていると。また、都立公園、国立公園といったものが市内の近くにないものですから、どうしてもイメージ的にもそういったものが不足しているという部分がございます。

これはもう従前から都市計画決定されているものですので、まずはこの部分は、なかなか難しいんですけども、計画上はそのまま継続して整備をしていくという考え方にさせてもらっています。ただ、実際としては身近な部分といいますか、用地を取得してまで公園を広げていくというのはなかなか難しい中では、一橋大学さんの中の緑地の関係ですとか、あと駅周辺に何らかの形でそういった代替の、子どもたちがいられる機能を設けるですとか、実際に公園とは言わないまでも、そういった機能を設けていくという形で、やはり駅周辺に少ないという認識はございますので、そういった課題というのはずっと継続しています。ただ、都市計画の中で言ってくると、どうしても公園という位置づけになってしまいますと、従前からある一橋の中の公園ですとか、富士見公園ですとか、そういったものを今後も整備していきますというような形で位置づけざるを得ないということで、これまでも未整備の状態がそのまま継続されているということで、今後も整備していきたいというような表現になっているところでございます。

尾張委員： そうなんですよ。例えば東地域、私、住んでいてやっぱり感じる、この東の公園というのは、前回も公園として位置づけられ、今回も位置づけられ、だけど、今、市民は入っ

ていけない状態というか、一橋大学生がいつもいろいろ練習しているような場所になっていて、そのまま、ただ書いてあるだけになっちゃうんだろうかというような市民の声なんかもあるんですけども、具体的にそれを進めていくという意思はあるのかしら。その辺、難しい原因が何かあるのか。私はわからないんですが、その点ちょっと教えてください。

江村都市整備部参事： こちらは都市計画公園ですとか、道路というのは、大体昭和36年に計画が決定されております。公園ですと、市街化区域ですと、半径250メートル以内に街区公園とか、そういった公園の設置の基準がもともとありまして、それに基づく形で今も計画決定がされております。ただし、なかなか行政の需要の中では、インフラでいけば、下水や水道が優先されていまして、学校を整備して、道路を整備してという段階を踏んできている中で、なかなか公園の整備というのは、優先順位的には置かれてきている状況がございます。ただし、緑の基本計画という個別計画の中でも公園の不足という形で、都市計画で決定されている公園というのはその中でも位置づけられておりますので、都市計画の考えとしては、もう既に手続を踏んで計画決定している状況がございますので、これを変更していくということになると、緑マスの中でさらに具体的な検討した中で、それを踏まえて都市マスのほうも反映していくという形になりますので、なかなか整備が進んでいないという状況がある中で、行政としても、どうしても投資する中では優先順位が若干低く置かれてしまっている部分がございますので、その辺は大きな課題ということで、緑マスも含めて検討していかなければならないというふうには思っています。

尾張委員： ありがとうございます。本当にアンケートの結果をしっかりと施策に生かすとなれば、その辺は重点にしていかなければいけないというふうに、市民の唯一、今回の策定でアンケートとワークショップがどのような意見が出されたかというのは一切示されていないので私は何とも言えないんですけども、アンケートに関しては情報を入手できたので、その辺はしっかりと位置づけていくべきじゃないかなと思いました。

ちょっと具体的な質問なんですけれども、本編の3章の6のところ国立駅周辺のことが載っているんですけども、ページでいくと、3章の6ページです。2つ目の丸のところの2行目で、「国立市ならではの文化を次世代へ確実に継承するとともに」とあるんですね。その前の「国立駅周辺においては、現在、進めているまちづくりをさらに推し進め、旧国立駅舎の再築等を実現することにより、国立市ならではの文化を次世代へ確実に継承するとともに、より多くの人々をまちなかに引き込む」というふうにやっているんですけども、この国立市ならではの文化というのは、どのようなことを具体的に指しているのかなというのが、市としてつくられたと思うんですが、その意味について教えてください。

佐伯都市計画課長： 国立市ならではの文化、これは多分いろいろあると思うんです。例えば谷保天満宮のお祭りですとか、旧車祭、どんど焼きとか、いろいろな祭事ごととかということも、文化はいろいろあると思います。例えば、今アートビエンナーレという新しいものもできていますし、いろいろな文化というのがあると思いますので、それを次世代につないでいくということでございます。

尾張委員： この文章の中では、谷保とかじゃなくて、国立駅周辺においてはというのが主語なので、ここに対することなのかなと、私が勝手に解釈しようと思ったので、わからなかったので聞いたんですが、この文章の中でいけば、確かにいろいろな文化はあるけれども、駅舎の

再築を実現することにより、国立市ならではの文化を次世代へ確実に継承するとあるので、そういうお答えなんですか。そこはどうなんですか。つくられたのは市のほうなので。

佐伯都市計画課長： もちろん主語が国立駅周辺においてはということもありますので、当然国立駅、旧国立駅舎、今再築を始めておりますので、こちらに再築することによって、今までの文化を、大正時代に戻すということもございますので、それを継承していく。またいろいろ谷保の文化をそこから発信していくとか、そういうことの位置づけで掲げております。

尾張委員： 旧駅舎が戻ってきて、その旧駅舎の文化を引き継ぐみたいなイメージで捉えていいんですか。

佐伯都市計画課長： そのとおりでございます。

尾張委員： わかりました。そういうふうに捉えたいと思います。それで、3章の44ページですけども、ここでちょっと教えていただきたいのが、3章の44ページの最後のところです。丸ポツで「文教都市くにたち」にふさわしい美しい都市景観というところで、最後の部分、平成16年12月には、新東京百景に選出された、「都市景観形成重点地区」に指定していますということであるんですが、これを指定することによって、今後、旧国立駅舎の今答えられたところも入ると思いますけれども、今後、市としては、これによって何ができるのか、どうしようとしているのかという方向性というのはあるんですか。

佐伯都市計画課長： こちらについては、現状を載せているということで、右の絵にもありますけれども、大学通りと一橋より南側のところ、これ大学通り学園・住宅地区ということで、今2カ所を重点地区に指定しているということで、こちらについては、例えば大学通りの沿道地区に関しましては、例えばそこで建物を新たに建てたりとか、そういう場合には、重点地区の協議会みたいなものがあるんですけども、その中でご意見をお伺いしながらまちづくりを進めているというところでございます。

尾張委員： ということは、指定することによっていろいろなことができるというか、それによりまちを守るというような、そういう活動というのを市としてやっているということなのかしら。その辺の理解はどのようにすればよろしいのでしょうか。

江村都市整備部参事： 重点地区の候補地となっているのが、国立駅前から商業地域の部分の大学通りの沿道の部分になります。ただ、この部分に関しては、当然、沿道に今お住まいの方、権利を持っている方々と一緒にまず案をつくりまして、そこで合意されたものが重点地区の計画になっていくというふうになりますので、例えば外壁を塗りかえるときにどういう色にしていっただとか、看板はどうしたらいいとか、例えば高さについてはどういうふうにするとか、外側のデザインをどういうふうにしていくかとかということになりますので、これは我々も入りますけれども、あくまでもその権利を持たれているお住まいの方々が、このまちをこうしたいんだというようなことが取りまとめできて、この重点地区に指定されていきますので、行政としては、そこが候補地になっているということで、まず、その取り組みをしていかなければなりませんので、過去にお話をさせてもらったことがあるようなんですけども、その後、頓挫している状況がありますので、今後、市のほうでも積極的にかかわっていければというふうには思っております。

尾張委員： これ意見ですけども、旧駅舎の帰ってくる場所も含めて、せっかくある条例、景観地区なので、それを生かしてやってほしいなと思います。市民の声を聞きながらと

ということが大事だと思います。

最後に、ちょっと気づいたことなんですけれども、文教都市ということをしごく言っています、文教地区ということですね。ふさわしいのが道路や街並みというのはしごく力を入れている。当然マスタープランだから箱物は当たり前。ただ、忘れていけないものが、図書館というのがあると思うんです。図書館もある意味ハードがないとできないものなので、実は、これのアンケートには出てこないんですが、転入転出アンケートの結果で、国立市が他と比べてよくないところの1位というのが子育て支援の充実で、2位が図書館というのが来ているんです。

だから、文教地区、文教都市と言うならば、やはり図書館というのをしっかり位置づけていくべきじゃないかなと。基本構想でも今回のマスタープランでも図書館という言葉はどこにも出てこないし、蚊帳の外なんですけど、実は、今年の1月10日の日経新聞に、公立図書館で地域振興やまちづくりを目的とした事業を行う自治体の数、要するに図書館を核にしてまちづくりを行おうという、事業を行うという数が何と467にも上っているというのが記事であったので、図書館というのはやっぱり大事なんじゃないかな。それが理由というのも、だからうなずけるというのは、そのアンケートの結果がそういうことだったのかなと思ったんですけれども、今、中央図書館が古くて狭くて限度があって、駅前の図書館という要望が市民の中からも多いという中では、やはり文教地区としても1つ考えていくべきポイントじゃないかなということを提案いたします。それを柱に持つていくことが必要なんじゃないかなと。

それから、もう1つ意見としては、市民参加の市民会議というのをもう一度つくって、今後、新しくつけ加えた複合公共施設、それから旧駅舎の周りやその活用、これはやはり市民参加の方法というのを具体的にやってほしいと思うんです。ただ連携とかいうのではなくて、きちんとやってほしいと思うんです。そういう意味では、言葉では市民参加ということがあちこちに出てきているんですが、先ほどの方の質問にもあったんですが、具体的にどうやってこれから市民参加を促していこうと考えていらっしゃるのか、最後に教えてください。

江村都市整備部参事： 都市計画マスタープランは全市的な総括的なものになりますので、個別の計画の中では、駅周辺であれば駅周辺のほうの整備計画がございますし、富士見台であったり、南部であったり、個別計画がございますので、その中でそれぞれさまざまな手法で市民の意見を聞いたり、一緒に考え方をまとめていくということがとられていくというようなことで、都市マスの中ではその考え方だけしか述べていないということでご理解いただければと思います。

尾張委員： これ最後にします。済みません、時間とりまして。ぜひ、出てこられる方じゃない方もいるので、情報は全部に発信して、きちんと広報などでわかりやすく、ここが変わります、ここがこうなりますというのを市民の方にわかりやすく発信してもらって、それをきちっと受けとめるような、そういう工夫をされているまちなんかもありますので、ぜひそのような発信をして、市民の声を多く広く求められる、できましたら、私の意見としましては、最後にもう一度申し上げますけれども、大事なことは住民投票など、あるいは住民のアンケートを全体に募集するとか、そういうことをぜひお願いいたします。終わります。

す。

林会長 : ありがとうございます。

ここで休憩を入れたいと思います。では10分間、3時5分から再開いたします。

(休 憩)

林会長 : それでは、おそろいのようなので、再開したいと思います。

高田委員。

高田委員 : 意見です、質問じゃなくて。さっき尾張委員が言われたように、市民参加のワークショップを出してみたんですけど、今年の1月になっているんです。1月の市民提案と書かれています。これも仰天ですね、1月だってみたいな、バタバタとみたいな。それで参加は17名と書かれていまして、市民提案をワークショップでもらったと。そのプロセスが激しくすごいなって。どんな言葉よりも、この事実がすごいと思いました。でも、やらないよりはいいです。やったほうがという感じで。

あとアンケートも2,000人で回収率が40%、市民向けですね。子育てはやはり2,000ぐらい配布して500人ぐらい、50%ぐらいの回収率となっています。そういう感じです。

意見として言いたかったのは、お配りしたこれについて説明したかったんですが、まちづくりの推進体制というのが5章の終わりにあるんですが、そこにある推進体制の文言というのが、まず、まちづくり条例がまたここに出てきている。先ほど私言いましたように、これは各地域のまちづくりはオーケーです。地区別というか、地域住民によるまちづくりがこれで完全にカバーできると思うんですけども、そうではない、例えば、このペーパーにありますように、各分野別にまちづくり協議会とかありますよね。緑もあるし、ごみもある。でも、市全体を見渡して、かつ分野の垣根を越えていくような、そういう課題も今後高齢化に伴って、特に福祉絡みとか、そういうのが増えてくるはずなんですね。そういうものを受けとめるのが縦割りの中では非常に難しいから、そういう機能がまちづくりの推進体制として今後要るだろうというのが1点。

あと、市全体に及ぶ課題、私、自転車クラブをやっているんですが、自転車は市全体でしか扱えないんですね。そういう全体の課題を共有したり、解決を検討したり、そういうことをやるところが要るだろう。あと、課題を抱える担当課と、それにかかわる事業者とか市民団体がここを介してつながって調整も連携も協働もできるようなところが要るだろう。それから、ここは特に現場を尊重するような場所、つまり、現場に近くいられる。具体的に取る組むために現場を尊重するということと、事務局がまずすごく大事になるんですが、その事務局によって取り組みをちゃんと振り返って、関連各事業の担当課と横断的評価を実施する。つまり、縦割り評価ではなく、横断的な評価もこういうところでしかできない。

あと、事務局を都市計画課と市民、事業者の有志で担うような、ただ、ここに来るのは誰でもいいというような、「(仮称) 国立・まちづくり会議」と書いてあるんですが、そういう会議を定期的にやる。つまり、行政が呼び出してやる、これやるからやるよという

のではなく、定期的に行うという、そういうものによってまちづくりが推進していくような気がするので、意見としてこれを提案しました。

裏にラダーが出ています。参加のラダー、はしごが出ているんですけど、これ有名ですが、国立市はいつか一番トップまでいって、今一番下に落ちました。でも大したことじゃないです。また上がればいいので大丈夫ですけど、みんなで担えば上がっていきけるので大丈夫なんですけど。以上です。

林会長：ありがとうございます。石井委員。

石井委員：細かいところにあまり入っていくと時間がなくなるので、大きく2点だけお願いします。

まず、こちらの序章の3ページのところです。先ほどもいろいろ委員のほうから出ていたんですけども、真ん中より少し下のところで、「平成27年度には、庁内検討会を設置し検討を開始するとともに、近年の国立市のまちづくりに関わる経年変化の実態を客観的に洗い出し、市全体及び地域別に今後どのようなことに」と書いてあるんですけども、客観的に洗い出したところで一番大きな問題というか、課題として見えてきたものというのが何なのか教えてください。つまり、改訂をしなければいけない一番肝になる部分、これが洗い出しによっておそらく見えてきたんだと思うんですが、そこが何だったのか。経年変化によってというところをまず1つ教えてください。

林会長：事務局。

佐伯都市計画課長：やはり今回の改訂というのは、一番最初にお話をした「健康・福祉・医療」という、ここに重点が置かれなければいけないのかなというところで、これから福祉的、健康になるためには歩きが基本ということ、その歩くためには道路、あるいは交通だとか、歩行のネットワークというのはどうしたらいいのか。例えば細かい話で言えば、健康遊具を公園に設置するとか、そういうような健康・福祉・医療に関するこれからの課題が見えてきましたので、その辺を中心に今回見直しをしていったというところでございます。

石井委員：ありがとうございます。それでは、もう1点なんですけど、新旧対照表の15ページのところです。将来都市構造というところで、本編のほうでは2-5になるとは思いますけれども、ここに「より多くの市民が集い、来訪客を迎え、にぎわいと交流を創出できるよう、商業・業務や交通、情報等の」、これはおそらく国立駅の辺ですとか、そういうところが拠点になっていくとは思いますが、より多くの市民が集いということで、具体的にどういうことを想定してこの文言を入れられたのか。つまり、将来都市構造のところにあえて集客とかにぎわいということを改めて入れられたのか教えてください。

佐伯都市計画課長：国立市の中には駅が3つございまして、国立駅、谷保駅、矢川駅というところがございまして、その一番となる都市拠点という形で都市マスのほうでは位置づけておりますけれども、その中で国立駅周辺、ここが今、整備をしてございますので、旧国立駅舎、あるいは複合施設等を今計画されていると思いますけれども、道路の整備も含めながら、いかに外から来客を呼び込んで、それを市内全体にどういうふうに波及させていくか。この辺が今重要じゃないかなというふうに位置づけているところでございます。

石井委員：ありがとうございます。さまざまな都市をめぐるっていると、駅前周辺がどんどん寂れていくようなところが全国では多くあると思います。国立市は絶対にそうならないなということで、ここを重点的にやっていただきたいと思います。

それから、先ほど健康・福祉のところが新たな課題として見えてきたということだったんですが、先ほど休憩中の市長のお言葉にもあったんですけども、これからのまちをどうしていくかということの1つに、これは個人的な意見ですけども、住んでいるところから300メートル以内で日々の買い物ができる。300メートル以内歩けば生活ができるということを考えながら、まちをつくっていかなくてはいけないんじゃないかなと思っています。それにそごがないようにマスタープランをつくっていただければいいかなと思っています。以上です。

林会長：ほかにいかがでしょうか。三輪委員。

三輪委員：3点あるんですけども、最初の1つ目と2つ目が各論の話で、最後の1つがちょっと手続のことで一言ということなんですけれども、最初のほうで、まず、素案のほうの3-24ページをごらんいただけますでしょうか。それで、質問なんですけれども、3-24ページに白抜きの丸があって、その一番上の行に「国立市立小学校に通う第5・6学年の児童を持つ保護者約1,000人を対象に実施したアンケート調査の中で」という文言があって、その次の3-29のほうに行っていただいて、施策2の文教都市にふさわしい子育て環境の充実というところで対応策が書かれていると思いますけれども、まず、質問として、3-24ページでアンケートの対象の保護者を小学校の第5・6学年にしたというのは、何か意図があるのでしょうかという点と、ほかの中高生とか小学校低学年とかの保護者さんにも同じようなアンケートをされていたら、それを教えていただきたいと思います。

佐伯都市計画課長：1,000人というところの対象の中では、小学校5・6年生が一番身近なのかなという、当然低学年の方もいろいろ遊ぶんですけども、やはり活動範囲が広がるというところの中では、5・6年生のお子様活動範囲が広がるというところもありまして、その辺のアンケートをとったほうがいいんじゃないかというところで5・6年生のほうを対象にしたというところがございます。

三輪委員：それで、3-29ページのほうの施策というのは、先ほど他の委員からもお話がありましたけれども、このアンケートをもとに、施策として解決策が導かれているというふうに思うんですけども、私が申し上げたいのは、国立市役所の児童青少年課の方たちと僕たちが所属している団体が、いつも中央児童館とか西児童館といった児童館と一緒に、中高生の居場所づくりというのに主眼を置いて、もう1年以上活動してきているんですけども、その中で見えてくるのが、児童館という箱はあるんですけども、その児童館って中高生の素の感覚とか意見を聞いていると、「小学生のためのものだよね」という意見が結構強くて、それで中高生になってくると、「児童館は何か小学生が使っているから邪魔になるし、行かないほうがいいよね」というのが今の中高生の感覚なんです。

その辺の対策が必要だと思うんですけども、この3-29ページを見る限りでは、施策2のところの上から2行目の「住んでみたいと強く支持されるよう、子どもたちの」ということで、その子どもたちという中に、おそらくこれは小中高生をまとめて入れてしまっているのではないかなと思うんですけども、公園の整備の文脈のところなので、それは仕方ないのかなと思うんですけども、児童館もハード面の1つとして見たときに、今、子どもたちという中でも小中高生がいて、児童館が現状として小学生に向けたものに

なっていて、中高生の居場所づくりを児童館にかわる何か、もしくは児童館の中でやっていけないという流れが教育の現場のほうにある中で、ちょっとこれがいまいだったと思いますので、そこを改善していただきたいと思います。

それで、中高生は部活動をやっているからいいじゃんという意見をおっしゃる方がいるんですけども、部活をやっていない方とか、あと部活をやっているけど、そこの主の流れからちょっとあぶれてしまって居場所を失ってしまった子どもたちとか、勉強のほうでつまづいてしまった子どもたちというのが一定いますので、東京の文京区とかはかなり先進的な取り組みをしていて、中高生専用の児童館をつくったりとかしているんです。それで、結構いわゆる民間のカフェのようなおしゃれなイメージを出して、バンドとかの活動も自由にできるということで、かなりそこは好評を博しているんで、新たな箱をつくってくれとは申しませんが、現状の児童館というハードの改善を考えたときに、小中高生を分けた視点を入れていただきたいなというふうに思います。

2点目のほうに行かせていただきます。この素案のほうで富士見台団地の話が結構ピックアップされているというか、何か所か出てきていると思うんですけども、3-22ページをごらんいただけますでしょうか。それで、3-22ページの白丸が幾つか縦に並んでいて、一番下の白丸のところの2行目です。空き家率が12.73%で高いほうから4番目と書いてありまして、それでめくっていただいて3-23ページの一番上の行で、賃貸用の住宅が78.2%ということで大変多くなっているということがわかると思いますけれども、ちょっと細かい話になってしまうんですが、ここの解決策として意見を申すならばということでは言わせていただきたいんですけども、富士見台のまちづくりのいろいろなワークショップとかでも結構申し上げているんですけど、今、一橋大生は、一応主たるキャンパスは国立の中にあって、昼は国立市内に通学しているんですけども、地方から来ている生徒さんたちというのは、寮は国立にないですね。国立にあるものもあるんですけど、多くの地方から来ている生徒さんとか、留学生を受けているところが、今、小平に宿舎があって、自転車で大学を行き来しているような状況になっています。

そうすると、一応書類上は若者が国立市内にいるんですけども、実際に買い物とか、あとは夜、友達と飲みに行ったりとか、そういう経済活動があると思うんですけども、それが国立におさまりに切っていないというところがあって、それはものすごくもったいないことだと思うんです。それで、今の一橋大の執行部の方たちがどれほど地域との連携とか役所との連携に積極的なのかはわかりかねるところがあるんですけども、富士見台団地とかの空き家を学生向けに提供するというか、一つ、URでも市役所でもいいと思うんですけども、大学と協定の連携を結んで、一定数の生徒さんを小平の今大学が持っている宿舎というか建物から空き家のほうに、一応若者世代ということで安定的に一定数入ってもらうような仕組みをつくれれば、結構大学生って最初地方から来たときに、あまり右も左もわからず、紹介されるがままに入ってしまう、宿舎を選んでしまうとか、アパートを借りてしまうという生徒さんが多いものですから、その仕組みを一度つくっておけば、4年で卒業してしまいますけれども、かわるがわる富士見台の団地なりに一定数入ることによって一つ解決策、完全な解決策とは言いませんけれども、有効な対策にはなるのかなというふうに思いました。これが、済みません、長くなりましたが、団地のほうの意

見です。

あと最後が、これは手続のほうなんですけれども、素案の2-3のほうで、これは既にお二人の、尾張委員と高田委員がおっしゃっているんですけれども、四角2でまちづくりの進め方とありまして、それで一番下の④のところで「まちづくりのための行政の役割と仕組みづくり」ということで、そこで相互の信頼と対等な関係性のもと、連携・協働して進めていきますということで、僕自身としては、市民の活力を生かしていく方向性というのはものすごく合っていると思います。というのは、この素案にずっと出ていますけれども、超少子高齢化と言われている状況と財政の状況を考えたときに、市民の活力を生かしていく方向性なしにはさまざまな、先ほど申し上げた解決策を推進していく力にはならないと思いますので、そこには賛成なんですけれども、この前の1次改訂版には入っていませんでしたところ、④が丸々新規に2次改訂案のほうでは入っているので、連携というところで特定の形を、僕は今アイデアとして持っているわけではないんですけれども、一般の市民の意見を吸い上げていくような枠組みをつくっていただけたらいいのかなということで3つほど意見を言わせていただきました。ありがとうございます。

林会長：ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。高柳委員。

高柳委員：私は1つだけちょっとお話しさせていただきたいと思います。こちらの素案の概要版の5ページのほうを見ますと、今度、学校名が入って、国立の中の校区がわかるようになっていきます。先ほどのお話からわかりますように、国立市で地域包括ケアシステムの推進ということを進めております。福祉、またこれから少子高齢化を迎えて、安心して最後のときまで国立で暮らせるようなまちづくりをしたいという方針の中で、やはり1校区当たりに1つずつのまとまりができてくるようなまちづくりがこれからは必要だというような、市長からも話を聞いております。なので、そういった福祉的な視点もこういう地図の中に、マスタープランの中にもうちょっと見えるような形の地図づくりというのが1枚ぐらいあったほうがよいのではないかと、わかりやすいのではないかなと思いました。以上です。

林会長：小口委員。

小口委員：それでは、今回は一部改訂ということで、基本は、ベースとしては前回つくられたものがあると。その上での改訂ということの説明でありました。そういう意味から個々の変わったところで私も何点かお尋ねをしたいと思います。この新旧対照表を見て、ここは、これ7ページと読めばいいのかな、7ページです。No.14のところ、現行計画（1次改訂版）のほうで、ちょっと拾い読みをしてみますと、下から3行目ぐらいあたり、8万人とされている——これは国立市基本構想の想定人口ですね。8万人とされていることから、心地よい生活環境を保つという観点で、この計画の目標年次である云々と書いてあって、8万人の人々が快適に暮らせるように、まちづくりを推進しますという表記でした。これが改訂前。で、今回の改訂版のほうでは、それに当たるところが、右側の欄です。一番最後2行ぐらい、国立市都市計画マスタープランでは、この将来展望を踏まえ、目標年次である平成39年の時点において、人口約7万4,000人を堅持できるよう、計画的かつ着実にまちづくりを推進しますという表現に変わっています。

ここで聞きたいのは2つありまして、8万人という数字から7万4,000人になって

いるということ、ここの背景です。それと、改訂前は、その規定した8万人が快適に暮らせるまちづくりの推進という捉え方だったものが、今回、改訂版では7万4,000人堅持できるまちづくりというふうに読めばいいのかな、そういうちょっと捉え方の角度が私からすると違っているように見えるんですけど、この辺の説明というか、どういう考え方でこういう表記になったのか、この2点をまずここの欄では伺いたいと思います。

佐伯都市計画課長： まず、人口の7万4,000人というところですけども、こちらについては、「国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」というのがございまして、こちらをもとに平成39年度のところは大体7万4,000人ぐらいというところがございます。こちらのまち・ひと・しごと創生ビジョンの中でも手を加えないと平成39年度ぐらいには7万2,000人ぐらいという数字になってきます。しかし、手を加えるというのは、例えば文教都市としてのブランド力を向上するとか、いろいろな方策を立てながら7万4,000人を堅持していこうというところがございますので、そちらを採用して7万4,000人を堅持するというところで今回書かせていただいたところで、快適に暮らすとか、いわゆる堅持するとかということについては特に意図的なものはない。

永見市長： 8万人のところの設定の問題ですけども、人口を実は基本構想で8万人と定めたのは昭和50年です。第1期の基本構想です。それ以来8万人というのが2期、3期と継続されてきました。その第1期のときに快適だと書いてありますけれども、1平方キロ1万人を標準としてまちづくりを進めることが妥当であろうということから国立市は8.15平方キロ、当時は8.07平方キロでしたけれども、ですので8万人で、これは武蔵野市が当時12万人で12平方キロと。活力を持ちながら商業も活性化し、なおかつ住宅都市としても成熟できる規模はどうなんだということの中で8万人という設定がされました。しかしながら、その後、6万人、6万5,000人と低迷しておりまして、ついに8万人には到達しないまま、今、7万5,000前後です。今後の人口推計を見ますと、今度は合計特殊出生率の関係で、どうしても縮小関係に入ってくるけれども、そこをさまざまな創生戦略を投じる中において、7万4,000を維持することによって都市としての対応と、それからまちのありよう、これを維持していこうということを書かせていただいたということがございます。よろしいでしょうか。

小口委員： そういう趣旨なんですね。それで、2つ目にお尋ねした書き方の違いというのは、改訂前は快適に暮らせるまちを目指そうという、まちづくりの方針のように受けとめたんですね。ところが、改訂後は7万4,000人を堅持できるまちづくりをする、人口政策のような受けとめ方を私はしてしまったんですけど、そこは同じ角度で、同じベースで考えているのであれば、マスタープランとして、そこは変化がなくて一貫性があって、現況に合わせた言葉の整理の範囲かなと思ったんですけど、その考え方のベースがどうなっているか、そこを聞きたかった。

永見市長： 実は8万人のときもこういう書きぶりをしておりますけれども、目標人口を8万人と定めた時代、それから上限人口を8万人と定めた時代、さまざまございました。ただ、そこで共通に流れているのは、1平方キロ1万人が国立市にとって居住環境、それから商環境を含めて、活力も含めて妥当な規模であろうという考え方で貫かれてきたというふうに考えております。ただ、それはそのときの政策、いわゆる市長の姿勢によって上限人口と

言う人もいれば、目標人口と言う人もいたということでございます。

したがって、都市計画マスタープランでは、将来展望を踏まえ堅持できるということは、これを切らない、切ることによって都市としてはかなり、今7万5,000ですから、活力を失う兆候が出てくると。その意味では目標を、快適で、かつ目標的な人口として7万4,000を設定していこうというような考え方があるというふうにご理解いただければと思います。

小口委員：であれば、これは素案ということですから、その辺が、今、市長がおっしゃっているような概念がわかるような表記の工夫をしていただければよろしいかなと思います。

次ですけれども、55ページ、No.123です。水害への対応というところで新旧を見ると、改訂前は、これは水害ですから、大きく言うと2通りあるのかなと。いわゆる国立駅周辺、あるいは南武線の駅周辺、都市部というか、住宅街、また商店街のところのいわゆる下水の関係からの大雨のときの溢水とか、そういった部分。さらにはもう1つは、角度としては、国立市は多摩川が流れておりますので、河川の災害という、そういうことなんだろうな。両方を捉えてこの一文がつくられているのかなとは見て取りましたけれども、左文を見ると、市民への情報提供、これが都市型水害の発生状況というふうにうたわれていて、市民の情報提供というのが改訂前に入っていました。それが改訂後は情報提供という文言がなくなっておるわけですが、この辺の考え方、捉え方、どうしてなくなったのか、どうしていくのか、これを教えてください。

林会長：事務局、お願いします。

江村都市整備部参事：こちらの表現のほうは、都市マスの素案をつくる中で、各担当部局のほうに担当部分に関しては文言の整理をお願いしている中で、言い回しのほうは改訂版のほうで整理されているところでございます。ただ、今委員さんがおっしゃったように、市民への情報提供という部分が意図的に外したのかどうなのかという部分、実際にこれは今私も思うには必要な部分というふうに思いますので、そこは事務局で整理させていただければと思います。

小口委員：今のご答弁ですけど、必要ということであれば、やはり残していくということもあろうかなというふうに思います。

それでは、続いて69ページです。No.51のところ、これは都市マスということで、都市計画マスタープラン、方針ということで、その中に今までになかったJR南部線と道路の立体交差化ということが出てきました。これが今回改訂の中で入れ込んできた、その背景、あるいはどういう考え方を持っているのか、方針なのかというところを教えてください。

佐伯都市計画課長：先ほども少し触れておりますけれども、健康・福祉・医療という考え方のもと、歩きが基本ということになりますと、道路は平面で交差したほうが人にやさしいという考え方のもと、そうしますと、南武線は上を通すか、下を通すかという形になるかと思えます。そういうことの観点から南部線の高架を推進するというところで今回うたわせていただいたところでございます。

小口委員：わかりました。人にやさしいまちづくりというベースということですね。これは方針ですから、それ以降の具体的な取り組みというのは、それぞれの計画や、あるいは国とか東

京都との関係性もありますでしょうし、あるいはJRさんの鉄道ということもありますから、国立市だけが一方的に何かするわけではないわけですが、そこはこのもとに行政としてつくっていくさまざまな計画の中に反映されていくだろうというふうには考えます。

続いて、73ページです。No.68のところ、ここは南部地域のところではありますが、改訂前は狭隘道路の課題ですとか、さまざまなことがうたわれていたわけですが、今回の改訂で、より具体的な部分としては、狭隘道路の課題というのは未整備であるということ、そしてまた都市計画道路の整備がまだ至っていないところ、これは引き続いて、改訂前と同じように取り組まれるという理解をしますけれども、その中で、矢川駅南地域、それから谷保駅南地域という、そういう言葉が具体化しました。このことについて、先ほど冒頭の課長からのご説明の中でも触れられておりましたけれども、都市計画、あるいはまちづくりという意味では大きな部分だろうなと思いますから、ここは住宅関連ももちろん含まれておりますし、また、駅前ということからすると、商業環境とか、そういった角度の取り組みを含めて検討していかなければならない課題だろうなと思いますから、ここはどのような背景でこういう改訂後に位置づけがなされたのか伺います。

佐伯都市計画課長： こちらにつきましては、南部地域整備基本計画というところがございまして、こちらのほうで改訂のときに既に商業複合地というところで位置づけをさせていただいております。今回、都市マスの改訂に当たっては、南部地域整備基本計画のほうを、整合性を図るために同じように記載をさせていただいたというところが1点と、矢川駅の南側については、一部都市計画道路まではいっておりませんが、やはりまちづくりという観点では都市計画道路3・3・15号線までを入れたほうが良いだろうという考えのもと、少し範囲を広げさせていただいたという経過もございます。

小口委員： 範囲の問題とか、あるいは取り組みの部分、それはここに都市計画マスタープランとして明記することによって、今後推進していこう、まちづくりに取り組もうという、そういうことだろうと思いますから、これは期待しております。

それから、最後ですけど、81ページのNo.104、先ほど水害のことで質問しましたけれども、それに関連して、似たような角度で同じように、南部地域の中の特別状況に応じた記述ということで、これは改訂前もあったわけですが、改訂後ということで載っておりますけれども、一部変わっています。先ほど指摘をした水害に対する情報提供は残っているんですね。ここは残っていました。ですから、ここの多摩川の河川に関する災害に関しては、これは情報提供というのは残されているということですから安心しております。先ほどの角度は、下水にのみ切れなかった水の溢水とか、そういった部分の情報提供という部分も含まれているのかなと思いましたので、先ほどのご答弁のとおり対応したいと思います。

それから、ここの中で変わっているのが、大きくは変わっていないだけけれども、いいのかしら、大体大筋このような形で、「総合的な」という言葉が抜けていますけど、それはささいなところなのではないでしょうか。ここはこれまでどおり、先ほど指摘をしたまちの中の部分と多摩川という河川の中の位置づけで災害対策をやっていくというところで捉えればよろしいのか、確認だけしておきます。

佐伯都市計画課長： そのとおりでございます。

林会長： 五十嵐委員。

五十嵐委員： 質問させていただきます。今、小口委員さんのほうから矢川方面の地域のご質問があったと思いますが、重ねてお願いしたいと思うことは、今回、この変更の中で、公園等の図面がありますね。6ページをちょっとごらんください。今回、新たに書き込んでいただいたのが青柳北緑地です。これは立川部分が大分入っているんですよ、この地域はね。前はなかった。ここにこういう名称が打たれてなかったんですが、去年今年と矢川地域の商店会等にお邪魔しますと、やはり商店街が衰退していく中で、行政のほうでは回遊性を求めるまちづくり、また健康が含まれてきて歩くという、いろいろと道路整備の問題もあるんでしょうが、ここを称して、矢川地域の商店会の皆様は、「国立の尾瀬」という表現をしています、最近。すばらしいね。そういう表現が全く国立らしい商店会の命名だな、命名と言ってはおかしいんですけど、そういう捉え方をしているんだな。

実は私も孫がいますので、あそこはシラサギが来るんですね。いわゆる自然に満ちた、前市長は、あそこは絶対いじるなよ、中をいじるなよと。ただ、側道なんかは整備しろよな。そんな要望がありましてね。ママ下に1年間に1万人ぐらい来るのかな。もっと来るんですか、最近、見学に、ママ下湧水。そことの連携とか、それを考えると、ぜひこれは、そんな難しい問題じゃなくて、誘導していくようなサインとか、もう少し整備。それから、私、何度か行っているときに、農工大学の学生が水質検査をやっていました。そこなんかを巻き込んで僕らもできるかなと思っていましたけど、ここに少し重点を置いていただきたい。これは国立らしさの、立川領分でありますけど、東京都が管理しながら、役所もやっているんでしょうかね。若干、ここは僕も知識もありますが、ぜひ先生も地元なのでよろしくお願ひしたいと思います。

それともう1つ、南武線の高架化、過日市長から18年後ぐらいになるな。随分時間がかかるんですね。それはもう僕がいない時代だと思いますが、ジョークじゃないんです。本音です。絶対気をつけてもらいたいのは、高架下の活用だけは制限してください。今、えらい目に遭っていますから、駅前で。nonowaができたり、商業施設がたくさんできて、やっぱり余剰の土地が生み出されるんですね。高架下をそういうふうにすると地上の権利が生じてくる。ここは行政も注意しながら、二度と国立の中央線の駅前の二の舞を踏まないように、計画の中でひとつお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。18年先をめどにでしょうけれども、できれば南部線はもう8割方こういう形にできているんですから、それは政治も含めて、市民の要望に対応していくのであれば、富士見台地域の再開発ときちっと重ねるような形での整合性を求めていかないと、ここが終わったからこちらだなんていうようなやり方をしていますと、10年先がわからない時代にかがなものかというふうに感じております。

それでは、ちょっと駅前の問題に触れさせていただきます。先ほど石井委員のご質問のご答弁の中で、経年変化という問題で、これは国策でこういう健康というのが入ったんですよ。そうですね。それをやるのは当たり前のことだと思うんですね。まして国立市は医療・福祉を含めた地域包括ケアのシステムは、この間、タケミさんの話を聞きましたけど、日本一ですって。こういう勉強もさせていただきましたし、これは、私はこういう

経年変化ということは、これを都市マスの中における年月がたった、こういう変化が生じてきたというふうに解釈していいのかと思います。自分としては経年劣化のほうですけれども、そういう観点から、私はこう思ったんです。都市マス、1次、2次を見て、基本構想、少しかかわってきまして、この意味は経年変化を損なうのかなと思ったんですね。駅周辺の問題、まちづくりの問題が長期の形で進んできている。なおかつ、今回この資料、先ほど尾張委員からもございましたように、都市マスについては5年に1回チェックするんだと。その評価もする。また新たなものを加えるんだと。こういった中で、今、本当に喫緊の問題として出ているのが、署名も5,000近く集まっていますけど、やはり多くの市民が関心を持っている駅周辺の問題だと思うんです。これはJRと市民と、また事業者と、皆さんの合意が何とか一つの、全員が、3者が喜ばれるような方向に向けてということで、最近になってありがたいことに行政のお出ましもいただいたり、また、石井委員の宿泊施設の問題に絡む文教地域の問題も提案されてきました。

こういう中で都市計画マスタープランの中の見直しと、また、再度チェックと、また、何も宿泊施設だけではなくて、今、市民も、多くの事業者も、事業当事者も頭を抱えている問題をこのマスタープランの中でどう表現していくのか。私はこういった問題を、今こうしていただきたいとか、ああしていただきたいということではなくて、現実を直視しなければいけないのかな。そういう中で、議会の質問の中で永見市長がとってもいいご返答いただきました。部長の場合にはすげない返事でしたけど。今は不便さが、今までのこのすばらしい文教地区を形成してきたと。ただ、しかしながら、今日に至っては市民の皆様が文教地区に対する認識の議論をする時期に来ているんだよと。

これを解釈すると、この中で、市民会議、大方の市民で議論をしたい。そういう形で市長が我々市民に、議員の質問の中の返答として、リップサービスとか何とかなんていうばからしい問題ではなくて、市民に対するメッセージなのかな。それが基本構想・基本計画、都市計画マスタープランにおける見直し、また評価のし直し、また価値観をどう求めていくかという、極めて行政にとっても、議会にとっても、市民にとっても大切なこれは都市マスの今日は会議ではないのかなというふうに認識しております。当然ここで結論が出るわけではありません。ただ、一つそれにまつわるいろいろな条例だとか、また林先生がいろいろとご研究いただき、非常にお力添えいただいている。

これを見ましたかね、商工会が公明党の方と自民党の方をお願いして、請願で中小企業等の振興条例、これを制定していただきました。その流れの中で、今日、最終の3期、平成29年8月、観光を目途にまとめていただいたのが、民泊という言葉も出てきました。今まで国立市においては、こういう宿泊施設という言葉はタブーなような、議会でも行政でもさわると感電するような認識があったようではありますが、今、私たちはこの中の当事者として、あらゆる市民の方たちと、政治経験のある方、古い市民の方、また、60年前に文教地区が制定された直後の方、以前の方とも、党利党略だとか私たちは関係なく、いろいろな方とお会いしている中では、あまりこの宿泊施設だとか、文教地区について、もう少し認識を改めてもいいのかなというご意見もあるようです。そういった認識のもとに私たちは今後進めていかなければいけないのかな。それがひいては次世代につながっていく根本的なまちづくりの理念をしっかりと捉えていかなければいけないんだというふうに

意見として申し上げておきたいと思います。よろしく願いいたします。

林会長：ありがとうございます。ほかにございませんか。

それでは、ないようでしたら打ち切ります。ありますか。石井委員、どうぞ。

石井委員： 気になったんですけども、これでき上がるのが今年の6月ということで、5月におそらく平成という年号が変わると思うんですが、表記に関してはどうのようにされるのか。

(「来年」の声あり)

石井委員： 来年か、ごめんなさい。

永見市長： 最後の平成版になります。

石井委員： そうですね、最後の平成版。何か平成75年とか、そのぐらいのところまであったので、どうなるんだろうとちょっと思って、早目に西暦にしたほうがいいんじゃないかと思って、ごめんなさい。

林会長： よろしいでしょうか。

それでは、打ち切りまして、本件は、先ほど申したとおり、国立市都市計画マスタープランの第2次改訂に当たり、国立市の作成した素案について、当審議会の意見が求められているものでございます。審議会としての議決が求められているわけではございません。ただいまの各委員の意見をそのまま国立市に報告することで整理をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

林会長： ありがとうございます。それでは、そのように委員の意見を市に報告するというにしたいと思います。

さて、議題につきましては以上でございますが、その他、何かございますか。事務局もないですか。

なければ以上といたします。

以上で、議事日程のとおり、全て終了いたしましたので、これをもちまして、第36回国立市都市計画審議会を閉会いたします。

本日はご苦勞さまでした。

— 了 —